

「三重県防犯カメラの設置及び運用に関する ガイドライン」

平成 27 年 12 月

三 重 県

(目次)

第1	はじめに	1
1	ガイドライン策定の目的	1
2	「防犯カメラ」の定義	1
第2	防犯カメラの効果	2
1	犯罪の抑止	2
2	安心感の醸成	2
3	事件・事故の解決	2
4	環境の整備	2
第3	防犯カメラを設置及び運用するために配慮すべき事項	2
1	設置目的の明確化及び目的外利用の禁止	2
2	撮影範囲、設置場所等	2
3	設置の表示	2
4	管理責任者等の指定	3
5	秘密の保持	3
6	画像データ等の適正な管理	3
7	画像データの閲覧・提供の制限	4
8	苦情等への対応	4
9	業務の委託	5
10	保守点検と撤去	5
11	自治会等が防犯カメラを設置する際の留意点	5
12	ガイドラインの活用	5
第4	設置・運用規程の策定	5

(付録)

防犯カメラの設置・運用規程(例)	7
------------------	---